

# 参 考 资 料

## 名古屋市生涯学習センター条例

平成 12 年 3 月 29 日  
条例第 38 号

名古屋市公民館条例(昭和 38 年名古屋市条例第 18 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 生涯学習の振興を図るとともに、市民の交流と地域活動の発展に資するため、次のように生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

名称	位置
名古屋市生涯学習推進センター	名古屋市中区大井町 7 番 25 号
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市千種区振甫町 3 丁目 34 番地
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市東区葵一丁目 3 番 21 号
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通 2 丁目 16 番地の 3
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目 1 番 45 号
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市中村区鳥居通 3 丁目 1 番地の 3
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目 7 番 11 号
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町 1 丁目 48 番地
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市瑞穂区惣作町 2 丁目 27 番地の 3
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市熱田区熱田西町 2 番 13 号
名古屋市中川生涯学習センター	名古屋市中川区富川町 1 丁目 2 番地の 12
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市港区港陽一丁目 10 番 18 号
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵卫町 5 丁目 1 番地の 10
名古屋市守山生涯学習センター	名古屋市守山区守山三丁目 2 番 6 号
名古屋市緑生涯学習センター	名古屋市緑区鳴海町字本町 54 番地
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市名東区社が丘三丁目 802 番地
名古屋市天白生涯学習センター	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石 4050 番地

2 名古屋市緑生涯学習センターに、次のように分館を置く。

名称	位置
上汐田教育集会所	名古屋市緑区鳴海町字上汐田 447 番地

(事業)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、講演会等を開催すること。
  - (2) 市民の学習活動等を支援すること。
  - (3) 図書、記録、資料等を利用させること。
  - (4) 生涯学習に関する情報を提供すること。
  - (5) 生涯学習のための相談を行うこと。
  - (6) センター(名古屋市生涯学習推進センター(以下「推進センター」という。)を除く。次条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条において同じ。)の施設を使用させること。
  - (7) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、推進センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (2) 生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供を行うこと。

- (3) 生涯学習に関する先導的な学習の方法の開発を行うこと。
- (4) 生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力を図ること。

(使用の許可)

第 3 条 センターの別表第 1 に掲げる施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上支障があるとき。
- 3 委員会は、第 1 項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第 4 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 1 に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 センター(推進センター及び分館を除く。)の駐車場を使用しようとする者は、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第 8 条 使用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 9 条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第 10 条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、委員会の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第 11 条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

(生涯学習推進センター協議会)

第 12 条 委員会の諮問に応じ、推進センターの事業の実施について調査審議するため、委員会の附属機関として、名古屋市生涯学習推進センター協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員会は、特別の事由があると認めるときは、任期中においても委員を解嘱することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市公民館条例第 3 条第 1 項の規定による公民館の使用の許可を受けている者は、第 3 条第 1 項の規定による相当の生涯学習センターの使用の許可を受けた者とみなす。

(名古屋市公民館運営審議会条例の廃止)

- 3 名古屋市公民館運営審議会条例(昭和 38 年名古屋市条例第 19 号)は、廃止する。

(名古屋市体育館条例の一部改正)

4 名古屋市体育館条例(昭和 26 年名古屋市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 16 年条例第 14 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の改正規定並びに別表を別表第 1 とし同表の次に 1 表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 99 号で平成 16 年 10 月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年条例第 113 号)

1 この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例別表第 1 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年条例第 24 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成 19 年規則第 96 号で第 1 条第 2 項の表の改正規定のうち大高分館の項を削る部分及び別表第 1 の改正規定のうち名古屋市緑生涯学習センター大高分館の項を削る部分は平成 19 年 10 月 1 日から施行)

(平成 19 年規則第 118 号で第 1 条第 2 項の表の改正規定のうち有松分館の項を削る部分及び別表第 1 の改正規定のうち名古屋市緑生涯学習センター有松分館の項を削る部分は平成 19 年 12 月 1 日から施行)

別表第 1

名称	使用区分		使用料の額						
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1 日	
			午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	
名古屋市千種生涯学習センター	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	5,400 円 (2,400 円)	5,400 円 (2,400 円)	10,800 円 (4,800 円)	7,200 円 (3,000 円)	12,600 円 (5,400 円)	18,000 円 (7,800 円)
		その他の場合	13,500 円 (5,800 円)	13,500 円 (5,800 円)	27,000 円 (11,600 円)	18,000 円 (7,800 円)	31,500 円 (13,600 円)	45,000 円 (19,400 円)	
	貸し切りでない場合	バスケットボール(コート 1 面につき)	2,400 円	2,400 円	4,800 円	3,000 円	5,400 円	7,800 円	
		バレーボール(コート 1 面につき)	2,400 円	2,400 円	4,800 円	3,000 円	5,400 円	7,800 円	
		バドミントン(コート 1 面につき)	900 円	900 円	1,800 円	1,200 円	2,100 円	3,000 円	
		卓球(コート 1 面につき)	350 円	350 円	700 円	400 円	750 円	1,100 円	
		その他スポーツ(250 平方メートル以内につき)	900 円	900 円	1,800 円	1,200 円	2,100 円	3,000 円	

		集会室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
		和室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
		視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
名古屋市中村生涯学習センター	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	7,800円	7,800円	15,600円	11,700円	19,500円	27,300円	
	貸し切りでない場合	バドミントン(コート1面にき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		卓球(コート1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
		その他スポーツ(250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			集会室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
			和室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
			視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
名古屋市天白生涯学習センター	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
	貸し切りでない場合	バドミントン(コート1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		卓球(コート1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
		その他スポーツ(250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	

	集会室	第1集会室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		第2集会室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
		第3集会室 (1室につき)							
		和室(1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
		視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
前各項 以外の 生涯学 習セン ター (分館 を除 く。)	体育室	貸し切り の場 合	スポーツ又 はレクリ エーシ ョンに 使用す る場 合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		貸し切り でない 場 合	その他の場 合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切り でない 場 合	バドミ ントン (コート 1面に つき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球(コ ート1 面に つき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他ス ポーツ (250 平方メ ートル 以内 につ き)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			集会室(1室 につ き)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
			和室(1室 につ き)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
			視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			和洋裁室(名 古屋 市守 山生 涯学 習セ ン ター に限 る。)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	備考								
	名古屋市緑生涯学習センター上汐田教育集会所の集会室及び和室は、無料とする。								
( )内の額は、名古屋市千種生涯学習センターの体育室の半面を貸し切る場合に適用する。									
附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。									

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1回	回数券
普通自動車(1台につき)	300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円
備考		
駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

## 名古屋市生涯学習センター条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日  
教育委員会規則第 10 号

名古屋市公民館条例施行規則(昭和 50 年名古屋市教育委員会規則第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 名古屋市生涯学習センター条例(平成 12 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(上汐田教育集会所の事業)

第 2 条 条例第 1 条第 2 項に規定する名古屋市緑生涯学習センターの分館(以下「分館」という。)は、次の事業を行う。

上汐田教育集会所

- (1) 地域住民のための講座、講演会等を開催すること。
- (2) 地域住民の生涯学習等のための相談を行うこと。
- (3) 教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(休館日及び開館時間)

第 3 条 生涯学習センター(以下「センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
名古屋市生涯学習推進センター(以下「推進センター」という。)	毎月第 1 日曜日及び毎月第 3 木曜日 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「法」という。)に規定する休日(休日が第 3 木曜日にあたる場合は、その翌日) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター及び名古屋市南生涯学習センター	毎月第 2 水曜日及び毎月第 4 月曜日 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
名古屋市北生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター(分館を除く。)、名古屋市名東生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター	毎月第 2 火曜日及び毎月第 4 月曜日 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
分館	月曜日 法に規定する休日 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

- 2 センターの開館時間は、センター(分館を除く。)については午前 9 時から午後 9 時まで(日曜日及び法に規定する休日は午前 9 時から午後 5 時まで)とし、分館については午前 9 時から午後 9 時までとする。
- 3 教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、第 1 項の休館日若しくは前項の開館時間を変更し、又は臨時の休館日若しくは臨時の開館日を定めることができる。

(講座の受講手続)

第 4 条 センターが開催する講座を受講しようとする者は、受講しようとする講座の名称その他必要な事項を記載した受講申込書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(図書等の館内利用)

第 5 条 センターの図書、記録、資料等(以下「図書等」という。)の館内利用は、図書室その他所定の場所で行うものとする。

(図書等の館外利用)

第 6 条 推進センターにおいては、図書等(貴重書その他委員会が管理上支障があると認めるものを除く。)の館外利用を行うことができる。

- 2 図書等の館外利用をすることができる者は、委員会において氏名、住所その他必要な事項の登録を受け、かつ、貸出券の交付を受けたものとする。
- 3 図書等の館外利用の申込み時間は、午前 9 時 30 分から午後 8 時(日曜日は午後 4 時)までとする。
- 4 図書等の館外利用期間は、原則として、図書等を受領した日から 2 週間以内とする。

(使用許可申請の手続)

第7条 条例第3条第1項の規定によるセンター(推進センターを除く。次条において同じ。)の施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員
- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合における料金の額
- (7) 使用責任者の住所及び氏名
- (8) その他必要な事項

2 前項の使用申込書は、使用期日の属する月の2月前までは受理しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第3条第1項の規定による許可をしたときは、申請者に使用許可書を交付する。

(使用期間)

第8条 センターの施設の使用期間は、引き続き3日以内とする。ただし、使用の終わった際他に使用する者がいない場合又は委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料の額)

第9条 センターの附属設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(駐車場の使用方法等)

第9条の2 センター(推進センター及び分館を除く。以下この条において同じ。)の駐車場の使用時間は、午前8時45分から午後9時05分まで(日曜日及び法に規定する休日は午前8時45分から午後5時05分まで)とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

2 センターの駐車場を使用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

3 回数券の様式は、別に定める。

(使用料の減免)

第10条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するとき。
- (2) 次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳(これに類する療育手帳等を含む。)

(3) 前2号のほか、委員会が特別の事由があると認めるとき。

2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の場合 使用料の全額
- (2) 前項第3号の場合 その都度委員会が定める額

(減免申請手続)

第11条 前条第1項(第2号を除く。)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用目的及びその内容並びに減免を必要とする事由を記載した使用料減免申請書を使用申込書に添えて委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第12条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない事由によって使用することができなくなったとき。

(2) 市の都合により使用の許可を取り消したとき。

(3) 使用者が許可を受けた使用の日(引き続き2日以上使用するときは、その最初の日。以下「使用日」という。)の前日までに使用の許可の取消しを申し出て認められたとき。

(4) その他使用前において使用の取消しを申し出て、委員会が相当の事由があると認めるとき。

2 使用料の還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の場合 使用料の全額

(2) 前項第3号の場合 使用料の5割相当額(使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときにあっては全額)

(3) 前項第4号の場合 その都度委員会が定める額

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、委員会に申請しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

(係員の入場又は入室)

第14条 使用者は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

(行為の禁止)

第15条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 承認を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(3) 承認を受けずに広告類を掲出し、又は配布すること。

(4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(5) その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。

(退館)

第16条 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者には、退館を命ずることができる。

(生涯学習推進センター協議会の会長及び副会長)

第17条 名古屋市生涯学習推進センター協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第18条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第19条 協議会の庶務は、推進センターにおいて行う。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教育委員会規則第19号)

1 この規則は、平成12年11月24日から施行する。ただし、次項の規定は、平成12年10月1日から施行する。

2 名古屋市生涯学習センター条例(平成12年名古屋市条例第38号)の規定に基づく許可の申請その他この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定により名古屋市守山生涯学習センター体育室に附属する冷暖房設備1式を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成13年教育委員会規則第4号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成16年教育委員会規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教育委員会規則第10号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に図書等の館外利用をしている者については、この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年教育委員会規則第28号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年教育委員会規則第27号)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年教育委員会規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定中拡声装置 1 式(名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター及び名古屋市緑生涯学習センター大高分館に限る。)の項を改める部分及びスポットライト 1 式(名古屋市緑生涯学習センター大高分館に限る。)の項を削る部分は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

使用区分	使用料の額					
	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1 日
	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
グランドピアノ 1 台(名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターに限る。)	1,200 円	1,200 円	2,400 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円
たて型ピアノ 1 台(分館を除く。)	500 円	500 円	1,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
16 ミリ映写機 1 台(分館を除く。)	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
拡声装置 1 式(名古屋市中村生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センターに限る。)	500 円	500 円	1,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
音響装置 1 式(分館を除く。)	500 円	500 円	1,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
映像装置 1 式(分館を除く。)	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
陶芸窯 1 基(名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター(分館を除く。)及び名古屋市名東生涯学習センターに限る。)	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
冷暖房設備 1 式(名古屋市守山生涯学習センター体育室に限る。)	1,300 円	1,300 円	2,600 円	1,500 円	2,800 円	4,100 円
備考 ピアノの調律及び 16 ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。						

# 名古屋市生涯学習センター処務規則

(平成 12 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 11 号)

名古屋市公民館処務規則(昭和 39 年名古屋市教育委員会規則第 25 号)の全部を改正する。

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 名古屋市生涯学習センターの組織等(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 名古屋市生涯学習推進センターの組織等(第 4 条 第 8 条)
- 第 4 章 雑則(第 9 条・第 10 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市生涯学習センターにおいて名古屋市生涯学習センター条例(平成 12 年名古屋市条例第 38 号)第 2 条に規定する事業を円滑に遂行するため、組織その他処務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 名古屋市生涯学習センターの組織等

### (館長その他の職員)

第 2 条 名古屋市生涯学習センター(名古屋市生涯学習推進センター(以下「推進センター」という。)を除く。以下「センター」という。)に、館長、係長及び主査(名古屋市緑生涯学習センターに限る。)を置く。

2 館長には、生涯学習部主幹(地域の生涯学習の振興)をもって充てる。

3 係長及び主査には、生涯学習部生涯学習課主査(地域の生涯学習の振興)をもって充てる。(センターの処務)

第 3 条 前条に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 3 章 名古屋市生涯学習推進センターの組織等

### (所属)

第 4 条 推進センターは、生涯学習部に属する。

### (館長その他の職員)

第 5 条 推進センターに、館長、副館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、推進センターの事務を統轄し、推進センターを代表する。

3 副館長は、上司の命を受けて推進センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 館長に事故があるときは、副館長がその職務を代理する。

### (推進センターの係)

第 6 条 推進センターに、推進センターの事務を処理するため、生涯学習推進係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

### (勤務時間等の特例)

第 7 条 職員の勤務時間等の特例は、次のとおりとする。

職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日
副館長	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間において 7 時間 45 分とする。	1 日について 45 分とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
その他の職員	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで又は午後 0 時 35 分から午後 9 時 5 分までの間において 7 時間 45 分とし、勤務時間の割振りは、各職員について副館長が定める。	1 日について 45 分とする。	4 週間を通じて 8 日とし、その割振りは、副館長が定める。

- 2 職員の休憩時間及び休息時間の時限は、副館長が定める。
- 3 職員の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間(以下「振替可能期間」という。)は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある日の属する割振単位期間(平成5年3月1日を初日とする4週間ごとの期間をいう。)内とする。業務の必要により、週休日に変更した勤務日又は勤務日のうち勤務時間を割り振ることをやめた半日勤務時間に勤務することを命ずる必要がある場合の振替可能期間についても、同様とする。

(委任)

第8条 別段の定めがあるものを除くほか、副館長は、教育長の決裁を得て、必要な処務細則を定めることができる。

#### 第4章 雑則

(諸帳簿)

第9条 名古屋市生涯学習センターには、所定の帳簿を整備しなければならない。

(報告)

第10条 館長(推進センターにあっては副館長)は、毎月の事業成績その他必要な事項を翌月10日までに教育長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教育委員会規則第22号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教育委員会規則第4号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成19年名古屋市条例第15号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の規定の適用を受ける職員のうち、この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター処務規則第7条、名古屋市女性会館処務規則第5条、名古屋市見晴台考古資料館処務規則第4条、名古屋市図書館処務規則第6条、名古屋市博物館処務規則第6条、名古屋市美術館処務規則第5条及び名古屋市科学館処務規則第6条の規定に基づき割り振られた勤務時間に勤務する者に対する一部改正条例附則第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までとする。

## 生涯学習センター建設のあゆみ

本市の社会教育施設の整備は、専門施設については1区1図書館・1プールの設置、4方面別都市型青年の家の設置など、はやくから進められてきた。これに比べ、地域の総合的な社会教育施設である社会教育センターの整備の着手は遅れた。

もっとも、学級、講座の開設などの社会教育の事業を行ってこなかったわけではなく、「成人学校」や「青年学級、婦人学級」の開設などの事業を、教育委員会事務局が直接的に行ったり、各区長へ委任して行ってきた。また、昭和38～39年の本市へ合併にともなって引き継がれた守山公民館、有松公民館、大高公民館では小規模ながらそれぞれ独自に事業を行いながら、地域住民の社会教育活動の場となってきた。

こうした状況の中で、名古屋市社会教育委員協議会は、昭和43年、45年、49年と三度にわたり、社会教育の事業は、行政機関が直接行うよりも市民の身近な日常生活圏にある社会教育施設で行われることが望ましいという見地から、社会教育施設整備の推進、とりわけ1区1社会教育センターの設置を本市教育委員会に対して提言した。

とくに、昭和45年に提出された意見書「社会教育センターの設置推進について」では、本市における社会教育行政の課題は、市民ひとりひとりの資質の向上をはかり、都市化にともなう市民生活のひずみを克服し、健康で豊かな生活を実現することができるような社会的基盤を整備することにある。このような条件整備の中で、現在もっとも配慮されなければならないのは、市民が気軽に利用できるように学習や集会、スポーツ活動のための社会教育施設の整備拡充をはかることである。」と述べ、しかも、できるだけ短年次に全区に設置すべきことを強調した。

これを受けて、本市は、当面市内の4拠点に社会教育センターを設置することとした。

第1号の建設は、千種区の旧振甫プールの跡地を利用して、昭和48年12月に着工された。当初の計画では、規模も大きく館内施設の内容も充実したものになるはずであったが、折からのオイルショックのあおりを受けて資材等が高騰したため、縮小を余儀なくされた。

翌昭和49年1月に提出された、建議書「名古屋市における社会教育の推進について」の中では、名古屋市社会教育委員協議会は、各行政区の比較的利用しやすい位置に、市民の多様な学習要求をはじめ、さまざまな期待にこたえられる機能をもつ施設として、区社会教育センターの建設をさらに促進すべきことを改めて指摘した。

これらの提言を強い社会的、時代的要請として受けとめ

た本市は、1区1館構想の計画にそって、昭和50年、千種社会教育センターの開館を契機に毎年1～2館を建設し、昭和60年の中村・西社会教育センターの開館をもって、設置を完了した。

その後、昭和63年8月に生涯教育センターを開館し、「交流事業、情報提供、相談事業、調査研究」を柱として、生涯を通じて行う学習の拠点としての事業を実施している。

また、「人にやさしいまち名古屋」の実現をめざした「名古屋市福祉都市環境整備指針」に基づき、高齢者や障害者をはじめ市民のだれもが利用しやすい施設にするための施設整備に平成5年度から着手している。

千種社会教育センターは、昭和50年の開館以来18年が経過したため、平成5年度、全館にわたるリニューアル工事を行い、装いを一新した。

生涯学習の理念が定着する中で、家庭教育、学校教育、社会教育を総合的にとらえ市民の学習を支援していく体制づくりの観点から、平成9年4月1日に「社会教育センター」を「生涯学習センター」に、「生涯教育センター」を「生涯学習推進センター」に名称を変更した。

さらに、平成10年、国の生涯学習審議会の答申にもあるように、教育委員会と市長部局との積極的な連携を図るため、社会教育・生涯学習行政の見直しをすすめてきた結果、平成12年4月に各区の生涯学習センターを区役所に編入した。

また、老朽化のため、平成11年9月より建て替えをすすめてきた守山生涯学習センター体育館棟は、平成12年11月竣工した。

昨今、高度情報社会の急激な進展により市民の学習志向や学習環境に大きな変化をもたらしている中で、生涯学習推進センターは、平成16年4月に移転するとともに、広域的な拠点として、関連施設との密なる連携を図りながら、その機能と役割を果たしていくこととした。

また、緑生涯学習センター有松分館、大高分館については、有松分館は平成19年12月1日、大高分館は平成19年10月1日をもって閉館した。

福祉環境整備施設一覧

年月	施設名
平成6.3	千種・昭和・名東生涯学習センター
7.3	東・天白生涯学習センター、女性会館
8.3	中・瑞穂生涯学習センター
8.8	上汐田教育集会所
9.3	熱田・南生涯学習センター
10.3	北・中村生涯学習センター

年 月	事 項
昭和 24. 4	( 守山市中央公民館開館 )
24. 12	( 有松公民館開館 )
25. 1	( 大高公民館開館 )
34. 4	( 大高公民館移転改築開館 )
38. 2	名古屋市と守山市の合併にともない、守山市中央公民館を名古屋市立守山公民館とする。
39. 12	名古屋市と有松町、大高町との合併にともない、有松公民館・大高公民館をそれぞれ名古屋市有松公民館・名古屋市大高公民館とする。また、名古屋市立守山公民館を名古屋市守山公民館とする。
43. 1	社会教育委員協議会答申「総合社会教育センターについて」
45. 1	社会教育委員協議会答申「社会教育センターの設置推進について」
46. 4	有松公民館改築開館
49. 1	社会教育委員協議会建議「名古屋市における社会教育の推進について」
50. 4	千種社会教育センター開館
51. 5	守山社会教育センター開館(一部、守山公民館を改築)
52. 3	社会教育委員協議会意見「社会教育施設の管理運営について」
52. 5	緑社会教育センター開館
53. 6	中川社会教育センター開館
54. 6	港社会教育センター開館
55. 6	昭和社会教育センター・名東社会教育センター開館
56. 5	大高公民館改築開館
56. 6	東社会教育センター・天白社会教育センター開館
57. 6	中社会教育センター・瑞穂社会教育センター開館
57. 10	社会教育委員協議会提言「名古屋市教育行政の当面の課題と将来の方向」
58. 6	南社会教育センター開館
58. 7	社会教育委員協議会建議「高齢化社会と社会教育の振興」
59. 6	北社会教育センター・熱田社会教育センター開館
60. 5	上汐田教育集会所開所
60. 6	中村社会教育センター開館
60. 7	西社会教育センター開館
60. 10	社会教育委員協議会提言「生涯教育センター(仮称)の建設構想について」
63. 8	生涯教育センター開館
平成 2. 1	社会教育委員協議会提言「社会教育行政におけるコミュニティ学習の推進について」
6. 3	千種・昭和・名東社会教育センター福祉環境整備工事、千種社会教育センター大規模改修工事
6. 7	名古屋市生涯学習推進会議報告「名古屋市生涯学習推進基本指針」
7. 3	東・天白社会教育センター福祉環境整備工事
8. 1	社会教育委員協議会答申「生涯学習推進と社会教育行政の課題」
8. 3	中・瑞穂社会教育センター福祉環境整備工事
8. 8	上汐田教育集会所福祉環境整備工事
9. 3	熱田・南社会教育センター福祉環境整備工事
9. 4	「社会教育センター」は「生涯学習センター」に、「生涯教育センター」は「生涯学習推進センター」に名称変更
10. 1	社会教育委員協議会答申「子どもたちの健やかな成長と社会教育の役割」
10. 3	北・中村生涯学習センター福祉環境整備工事
12. 4	各区の生涯学習センターを、各区役所に編入(有松公民館、大高公民館をそれぞれ緑生涯学習センター有松分館、同じく大高分館とし、上汐田教育集会所と併せて緑生涯学習センターの分館とした)
12. 11	守山生涯学習センター体育室棟改築竣工
15. 1	社会教育委員協議会提言「名古屋市生涯学習推進センターのあり方について」
16. 4	生涯学習推進センター移転
16. 10	駐車場有料化
18. 3	中川・緑生涯学習センター耐震改修工事
18. 5	社会教育委員協議会答申「生涯学習センターにおける公・民の協働の在り方について」
19. 2	千種・北生涯学習センター耐震改修工事
19. 10	緑生涯学習センター大高分館閉館
19. 12	緑生涯学習センター有松分館閉館

## あ と が き

この年報は、本市生涯学習推進センター、生涯学習センターの平成 20 年度の事業活動と利用状況を中心に、まとめました。

この冊子が関係の皆様にご利用され、また、本市生涯学習行政についてのご理解の一助になれば幸いです。

今後とも皆様方のご教示をたまわりますようお願い申し上げます。

平成 21 年 10 月

平成 2 1 年版

名古屋市生涯学習センター年報

平成 21 年 10 月発行

発行・編集 / 名古屋市教育委員会